

覚 書

(以下「甲」という)は、一般社団法人 健康職場推進機構 (以下「乙」という)による顧客の紹介について以下の通り覚書を交わした。

- 乙は、甲に対して顧客を紹介し、甲の提供する商品及びサービスの紹介を行う。
- 乙が顧客に対し紹介する商品及びサービスの品目や内容価格については、別途協議し対象を定めるものとする。
- 顧客に対する商品及びサービスの提供は、甲の責任において行うものとする。
- 甲が乙より紹介を受け、商品及びサービスを提供した場合の紹介手数料については、次の通りとする。
 - 紹介手数料の算定基準は、商品及びサービス価格に応じて下記の通りとする。

提供価格の _____ %
 - 甲乙協議のうえで、商品及びサービスによって取扱手数料の価格や料率などを個別に設定することがある。
 - 紹介手数料の支払い方法は、乙の指定する金融口座に銀行振込で支払うものとし、送金手数料は甲の負担とする。紹介手数料の支払期日は、甲が顧客に商品及びサービスを提供した最初の日が属する月の翌々月末日とする。

記

銀行名 三菱 UFJ 銀行 本店
預金種別 普通口座 2159904
口座名義 一般社団法人 健康職場推進機構 代表理事 伊藤 直

- 紹介手数料の対象となるものは、別紙1に定める商品及びサービスの範囲内とする。
- 甲と顧客の間で新たに取引を開始した商品及びサービスは、別紙1に基づき別途定めた商品及びサービスと類似しない限りは紹介手数料は発生しないものとするが、疑義が生じたものについては甲乙別途協議のうえ、紹介手数料の対象となるか否かを決定するものとする。
- 甲は、乙の求めがあるときは、乙が紹介した顧客に対する商取引に関する情報を速やかに報告しなければならない。

覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙 東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル11階
一般社団法人 健康職場推進機構
理事長 伊藤 直

別紙 1

商品 サービスの内容

商品サービスメニュー
①
②
③
④
⑤

見
本